

公 売 広 報

期間入札による公売

(恵庭市公告第182号)

入 札 期 間

令和8年3月2日(月)

～令和8年3月9日(月)

物件：不動産

居宅1棟

(一括公売)

恵庭市総務部財務室債権管理課

不 動 産 の 公 売 案 内

この度、差押不動産の公売手続きをまとめた資料を作成しましたので、以下の注意事項をご確認のうえ、公売に参加されますようご案内いたします。

< ご 注 意 >

- 1 入札に際しては、あらかじめ公売物件の現状、公法上の規制、関係公簿等を確認してください。詳細な物件情報については恵庭市総務部財務室債権管理課に保管している『物件説明書』を閲覧できますので、ご確認願います。
- 2 入札に参加ご希望の方は、入札の流れなどご案内いたしますので恵庭市総務部財務室債権管理課不動産公売担当へご連絡願います。
- 3 入札に参加される前に「**公売保証金**」の納付が必要となります。
- 4 公売を中止する場合がありますので、事前に担当者までご照会ください。
- 5 公売財産について市は引渡しの義務を負いません。所有者又は公売物件を使用している第三者などに、その不動産の明け渡しを求めるような場合は、買受人が行うこととなります。
話合いがつかない場合は、民事訴訟によらなければならない場合があります。

< 問い合わせ先 >

〒061-1498

北海道恵庭市京町1番地

恵庭市総務部財務室債権管理課

(1階17番窓口不動産公売担当)

電話 0123-33-3131 (内線1424)

恵庭市総務部財務室債権管理課 公売

(期間入札)

1. 公売公告 恵庭市公告 第182号

2. 入札期間 令和8年3月2日(月)から
令和8年3月9日(月)まで

入札期間内必着です。経過した場合は無効となります。
直接持参又は郵送(書留・簡易書留に限る)により入札書を受け付けます。

3. 見積価額 金630,000円 (最低売却価格となります。)

4. 公売保証金 金63,000円

入札期間満了までに入金の確認が出来ない入札は無効です。

5. 開札日時 令和8年3月12日(木)午後1時00分

6. 開札場所 恵庭市役所 2階 201会議室

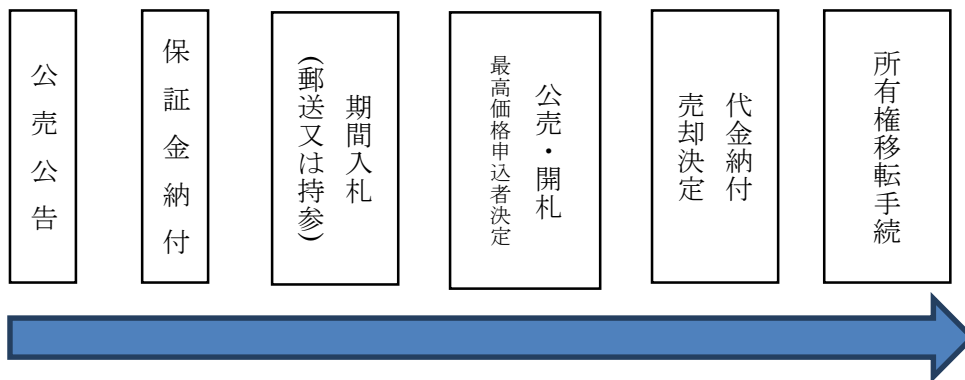
7. 売却決定 令和8年3月19日(木)午後1時00分

8. 買受代金の納付期限
令和8年3月19日(木)午後1時00分

入札される方へ

公 売 参 加 の 手 順

1 公売の手順



2 公売保証金の納付

入札書の提出前に公売保証金を提出する必要があります。

(1) 公売保証金の納付方法

ア 納付書による納付

原則、公売保証金を所定の納付書「納入通知書兼領収証書」により、指定の金融機関（又は恵庭市役所内の収納窓口）で納付してください。

なお、入札書提出時に領収書の写しを必ず同封してください。

※納付書は恵庭市総務部財務室債権管理課に保管しています。

窓口まで取りに来ていただくか、ご連絡いただければ郵送で送付いたします。

恵庭市指定金融機関

- 北洋銀行 本・支店
- 北海道銀行 本・支店
- 恵庭市役所収納窓口
- 北海道信用金庫 本・支店
- 北央信用組合 本・支店
- 北海道労働金庫 本・支店
- 道央農業協同組合 本・支店
- 全国の郵便局

イ 銀行口座に振り込む場合

原則、納付書による納付としますが、止むを得ず銀行振込みをご希望とする場合は恵庭市総務部財務室債権管理課不動産公売担当までご連絡ください。

3 入札書等の作成

所定の「公売財産入札書」に住所（所在地）、氏名（名称）、売却区分番号、名称、数量、入札価額、入札年月日を記載します。

記載にあたっては、次の点に注意してください。

(1) 住所（所在地）、氏名（名称）

個人の場合 ～ 住民登録上の住所・氏名

法人の場合 ～ 商業登記簿上の所在地・商号

(2) 訂正や抹消された入札書は無効となりますので、新たな入札書を使用してください。

(3) 入札書を入札書提出用封筒に入れ、糊付けしてください。

入札書提出用封筒に封入できるのは、入札書**1枚**のみです。

糊付けしていない入札書は無効となります。

4 入札書及び必要書類の提出

入札書用の封筒とともに下記の必要書類を忘れずに不動産公売担当者まで直接提出してください。郵送の場合は必要書類を封筒に同封して書留又は簡易書留により納税課不動産公売担当宛に郵送してください。

提出期間は、令和8年3月2日（月）から令和8年3月9日（月）までとなります。

提出期限は、3月9日（月）必着です。

入札期間を経過した後に提出された（到着した）入札書は無効となりますので、郵送の場合は所要の日数を見込んだ上で郵送してください。

一度提出した入札書は、入札期間内であっても、引換え、変更又は取消しすることはできません。

また、同一人が同一の売却区分番号について2枚以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効となります。

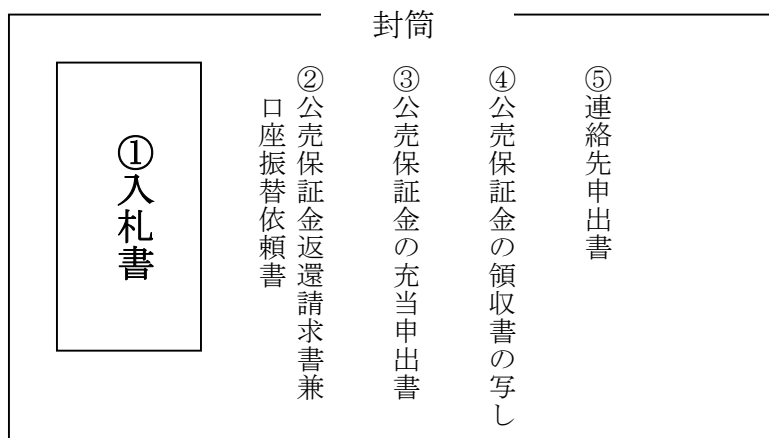
(1) 必要書類

- ① 入札書の入った「入札書提出用封筒」
- ② 公売保証金返還請求書兼口座振替依頼書
- ③ 公売保証金充当申出書
- ④ 公売保証金の領収証書の写し
- ⑤ 連絡先申出書

(2) 郵送での送付の仕方

郵送方法は書留又は簡易書留のみとします。

参考：郵送での送付の仕方



5 開札以降の手続き

(1) 開札期日

開札は、令和8年3月12日（木）午後1時00分に恵庭市役所
201会議室（2階）で行います。

入札者は、開札時に立ち会う必要はありませんが、開札時に入札者がいない場合は、当市職員立会いのもと開札を行ないます。入札結果は、開札後に入札者全員に連絡をさせていただきます。

(2) 最高価申込者の決定

入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額の入札者に対して最高価申込者の決定を行い、最高価申込者に対して通知書を発送するとともに公告をします。

なお、開札の結果、最高価申込者が2人以上いる場合は、日をあらためて期間入札を実施します。

(3) 公売保証金の返還

最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、「公売保証金返還請求書兼口座振替依頼書」に記載された金融機関の口座に振り込みます。なお、開札後から振込み出来るまでに20日程度要します。

(4) 売却決定

売却決定は、令和8年3月19日（木）午後1時00分に行います。

(5) 買受代金の納付

買受人は、売却決定後の令和8年3月19日（木）午後1時00分までに、買受代金の全額（入札価額から公売保証金額を差引いた金額）を納付してください（納付方法については公売保証金の納付の場合と同様とします）。

(6) 権利移転手続き

イ 権利移転の登記嘱託

権利移転の登記（所有権移転登記）は、買受人の請求により恵庭市が法務局に対しその登記の嘱託を行います。

したがって、買受人は、買受代金の全額を納付した場合、恵庭市に対し、速やかに権利移転の登記の請求をしてください。

ロ 権利移転に伴う費用

公売財産の権利移転手続に必要な登録免許税等や郵送料金については買受人の負担となります。

なお、権利移転手続に必要な書類等については、開札期日に、最高価申込者に対して通知書を発送する際に、手続きの詳細文書を含め同封します。

6 その他

(1) 売却決定の取消し

次に該当する場合には、売却決定又は最高価申込者の決定をした後であっても、買受代金の納付前においては、売却決定等が取り消される場合があります。

イ 買受代金の全額が納付される前に、公売財産に係る滞納市税等の完納の事実が証明されたとき

ロ 買受代金の全額をその納付期限までに納付しないとき

ハ 国税徴収法第108条第2項（公売実施の適正化のための措置）の規

定が適用された場合

(2) **買受申込み等の取消し**

最高価申込者等の決定又は売却決定が行われた場合であっても、法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止がされる場合があります。

買受代金の納付期限前に滞納処分の続行の停止があった場合は、最高価申込者及び買受人は、滞納処分の続行が停止されている間は入札又は買受けを取り消すことができます。

(3) **公売保証金の帰属等**

買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取り消された場合は、その者の納付した公売保証金は、その公売に係る市税等に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。

また、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、恵庭市に帰属します。

